News Release

あなたの街のパートナーバンク
しまなみ信用金庫

2026 年 11 月 1 日

会員のみなさまへ

しまなみ信用金庫

出資に対する未払配当金の取扱いについて

平素よりしまなみ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

出資未払配当金（配当金支払請求権）は、支払開始時期から 10 年を経過した場合、時効により消滅する旨が民法で定められております。当金庫はこの定めに従い、10 年を経過した出資未払配当金について、2027 年 4 月以降、お支払いしないこととといたしましたのでお知らせいたします。

当金庫に出資していただいている会員さまに対し、年度毎の決算の結果、剰余金が生じた場合に総代会の承認を得たのち、出資額に応じた配当金を指定された口座に入金させていただいておりますが、指定口座の解約等で配当金が未払となっている場合がございます。

お心当たりのある会員さまは、**2027 年 3 月 31 日（水）**までにお取引店の窓口にて、未受領の配当金受取り手続きをしていただきますようお願いいたします。

ご不明な点やお手続きの方法についてのご相談は、お取引店までお気軽にお問い合わせください。

以上